

消費生活情報メール

2019年1月 第34号 兵庫県立消費生活総合センター

TEL : 078-302-4000 FAX : 078-302-4002 URL : <http://www.seiken.server-shared.com/>

あなたならどうする？お金の使い方

あなたは、おこづかいやお年玉で欲しいものを欲しただけ買って、必要なものを買えなくなったことはありませんか？

「欲しい」と思って買ったけど、買わなくてもよかったかと思ったことや、「必要」と思って買ったけどあまり使っていないものはないですか？

本当に欲しいのか、本当に必要なのか、よく考えないと後でむだになることがありますよね。

どのようにお金を使っているか振り返るためにも、買い物代金はきちんと記録するようにし、計画的にお金を使う習慣を身につけましょう。

あなたの「収入」は
どれくらい？



どのようにお金を
使っているか
振り返ってみよう！

必要なものリスト		欲しいものリスト	
	値段		値段
	¥		¥
	¥		¥
	¥		¥
	¥		¥
合 計	¥	合 計	¥

Case. 1

インターネットオークションで服を買ったら…

ここは気を付けよう！

取引する前に…

「何を買うか」、「予算はいくらまでか」だけでなく、「誰と取引するか」、「支払い方法はどうか」などを、事前に決めておきましょう。

取引するときに…

- 手に取って見たりできないので、思っているものと違うことも。サイズや品質などをしっかり確認しましょう。
- 取引相手の住所、氏名、固定電話を確認して、振り込み前には連絡を取りましょう。

取引した後で…

相手とのやりとりなど、取引記録は保存しておきましょう。

普段から…

悪用されるのを防ぐため、IDやパスワードの管理をしっかり行いましょう。



インターネットオークションやフリマアプリでの取引は、基本的に個人間取引になるよ。

クーリングオフができなかったり、消費者を守るための法律が適用されないことがあるので、慎重に！



Case. 2

電子マネーもお金と同じ！

現金以外での支払い方法

電子マネー(プリペイド型)

事前に入金した分だけ使うことができます。専用の機械にかざすだけで支払いができるので、急いでいるときにもすぐに支払いができます。

デビットカード

買い物するのと同時に、銀行口座から代金が引き落とされる仕組みです。銀行口座に入っている金額までなら現金を持たずに買い物ができます。

クレジットカード

買い物した代金を、後払いで支払う方法で、代金は自分名義の銀行口座から、後で引き落とされます。翌月に1回で支払う「一括払い」や、複数回に分けて支払う「分割払い」などがあります。手元や口座にお金がなくても買い物ができるメリットがあります。

※この他にも、さまざま支払い方法があります。



現金と違って、使った実感が乏しかったり、いくら残っているのかがわかりにくいので、計画的に使おう！



困ったときは誰かに相談しよう！

毎日生活していると、さまざまな出来事がありますよね。トラブルにあわないように気を付けていたとしても、トラブルに遭ってしまう場合があります。トラブルに遭ったら、**自分1人でなんとか対処しようとしなくてください。**
すぐに保護者や学校の先生など**大人に相談**しましょう。

僕の身近にはトラブルについて詳しい大人いたかな
(´・_・`)
てか、身近な人に相談したくないな・・・



消費者トラブルにあったときは、
消費生活相談窓口に相談だよ(^^)/



万が一・・・



消費者教育推進大使

だまされた おかしいな
しまった 困った と思ったら
一人で悩まずに、
最寄りの**消費生活相談窓口**に
お気軽にご相談ください！

誰でも被害者になる可能性があります！被害を拡大しないためにも、気が付いたらすぐに相談しましょう！

相談無料

秘密厳守

消費生活についての相談や苦情をお聞きして、その解決をお手伝いします。ナビに従って郵便番号を知らせると、近くにある相談窓口につながります。

消費者ホットライン

188

いやや！
泣き寝入り

【編集後記】

毎日のご飯や着ている服など、あなたの身の回りにあるものは、大切なお金で買ったもの、買ってもらったものではないですか？ 最近は、個人間で簡単に売買ができるサイトでのトラブルも少なくないようです。また、電子マネーのように、カードを見ても残高がいくらなのか分からず、使いすぎてしまうこともあります。トラブルに巻き込まれないためにも、お金の使い方や管理について考えてみましょう！

この消費生活情報メールは、「くらしのヤングクリエイター」の大学生が制作しました。

【制作】



大学生協事業連合 関西北陸地区

<http://u-coop.net/>

〒532-0004 大阪府大阪市淀川区西宮原2-7-15



特定非営利活動法人スマセレ(学生団体スマセレ)

<https://www.sma-sele.or.jp/>

〒650-0027 兵庫県神戸市中央区中町通3-1-16-502

「くらしのヤングクリエイター」は、県と大学生協が平成22年度に締結した協定に基づき、さまざまな消費者啓発活動等を実践している次世代の消費者リーダーです。